

「第4期あまがさき地域福祉計画」と国が示す「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」について

別紙

現行の第4期計画に定める事項 (詳細については市HPに掲載している計画を参照)		国が示す市町村地域福祉計画の策定ガイドライン (※) (令和3年3月31日付 厚生労働省通知)	現行計画における 主な関連施策等
基本理念	互いに尊重し つながりかささあい 安全・安心に “ともにいきる”まち あまがさき	市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項	
基本目標	施策の展開方向	① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
1 「支え合い」を育むづくり		ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項	基本目標3-1
1	福祉学習の推進	イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	
2	地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方	基本目標3-1
3	地域福祉活動を推進する人材の育成	エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	基本目標3-1
2 多様な主体の参画と協働による地域づくり		オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	
1	地域を支えるネットワークづくり	カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	基本目標3-5
2	地域の見守り・支え合いの充実	キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	基本目標3-1
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり		ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	「地域いきいき健康プランあまがさき」に記載
1	包括的・総合的な相談支援体制の充実	ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	基本目標3-2
2	権利擁護の推進	コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者として支援することや、起り得る虐待への予防策の在り方	基本目標3-2
3	情報・コミュニケーション支援の推進	サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	基本目標3-1
4	要配慮者(災害時要援護者)支援の推進	シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	基本目標2-2
5	安全・安心に暮らせる取組の推進	ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	基本目標2-1
		セ 地域づくりにおける官民協働の推進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進	
		ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	
		タ 全庁的な体制整備	基本目標3-1
		② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	
		ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	基本目標3-1
		イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	基本目標3-3
		ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	基本目標3-2
		エ 利用者の権利擁護	基本目標3-2
		オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	基本目標2-2、3-4
		③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
		ア 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	基本目標2-1
		④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	
		ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	基本目標1-2、2-1
		イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	基本目標1-1
		ウ 地域福祉を推進する人材の養成	基本目標1-3
		⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項	
		ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	基本目標2-1
		イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	基本目標3-1
		ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	基本目標3-1
		⑥ その他	

※ 国が示す市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについては令和3年3月末現在の国の通知に基づくものであり、今後内容が変更される可能性があります。